

手配旅行取引条件説明書 共通事項

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

この旅行は、株式会社矢島タクシー(以下「当社」といいます)が手配するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。この書面は、旅行業法第12条の4に基づきお客様に交付する取引条件説明書であり、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5及び当社の旅行業約款手配旅行契約の部第10条の第1項の契約書面(以下「契約書面」といいます)の一部として取り扱います。当社が、お客様のご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は、旅行日程表(コース表)、旅行条件書(または見積書)に記載されたもの以外は次のとおりとなります。

1. 手配旅行契約の目的

当社はおお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様がこの取引条件説明書に記載された運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受けます。当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、手配旅行契約に基づく当社の債務は終了します。

2. 申し込みと旅行契約の成立

- ①当社所定の申込用紙に必要事項を記入の上、申込金又は旅行代金全額を添えて取扱営業所にお申し込みください。
- ②当社と通信契約を締結しようとするお客様は前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申し込みを受け付けることがあります。
- ③お申し込みの時点で未成年者の方は、お申し込みの際に親権者(原則としてご両親)の同意書を提出してください。
- ④健康を害している方は、身体に障害のある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨及び旅行中に必要とされる措置の内容をお申し出ください。当社は手配先の機関にその旨をお伝えします。この場合、手配先の機関からお客様のために講じた特別な措置に要する費用に関する請求があったとき場合、当該費用はお客様負担とします。
- ⑤当社は次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。
 - 1)通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者のクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき
 - 2)お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき
 - 3)お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
 - 4)お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
 - 5)当社の業務上の都合があるとき
- ⑥旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- ⑦当社は申込金を受けることなく、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡しした場合、ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点又は口頭で旅行者に通知した時点で契約が成立します。

3. 団体・グループでのお申込み

- ①当社は、団体・グループを構成するお客様が定めた代表者としての契約の責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。当社は、契約責任者が団体・グループを構成するお客様(以下「構成員」といいます)によって定められたものであることを証するため、契約責任者の団体・グループ内での身分を証明する書類又は構成員の委任状をいただくことがあります。
- ②契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- ③当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務又は義務については、何らかの責任を負うものではありません。
- ④当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- ⑤当社は、契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受け付けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付した時に成立します。

4. 旅行代金(申込金を差し引いた額)、その他費用のお支払い

- ①旅行代金の支払いは、旅行開始日の前日から起算して遡って14日前までに取扱営業所でお支払いいただくか当社指定の口座にお振込みください。(振り込みの場合の振込手数料はお客様の負担となります)

1)個人のお客様

金融機関名: アイオー信用金庫 太田営業部
口座名: ㈱矢島タクシー 太田観光サービス
口座番号: (普通) 0235636

2)団体・グループのお客様

金融機関名: 群馬銀行 太田中央支店
口座名: ㈱矢島タクシー 太田観光サービス
口座番号: (普通) 0765810

- ②団体・グループにおいて、旅行終了後に旅行代金に不足が生じた場合は当社が発行する「ご請求書」または「ご清算書」でお知らせいたします。この場合のお支払いは発行日(作成日)より20日以内に取扱営業所でお支払いいただくか当社の指定口座(前4項①-2)へお振込みください。

5. 個人のお客様で通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等の支払いを受けることを条件に、電話、電子メール、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ②通信契約の申込に際し、会員は申し込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
- ③通信契約は、当社がお申込みの受領を電話及び郵便で通知する場合はその通知を発した時、電子メール、ファクシミリ、インターネットで通知する場合はその通知がお客様に到達した時に成立します。
- ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。
- ⑤お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

6. 旅行契約の内容の変更、旅行契約の解除

①旅行契約の内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、契約内容の変更に伴い生じた運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用並びに下記「旅行業務取扱料金(抜粋)」に記載の当社所定の変更手続き料金を申し受けます。

②旅行契約の解除

1)お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の一部または全部を解除することができます。

ア.お客様が提供を受けた旅行サービスの費用

イ.下記「旅行業務取扱料金(抜粋)」に記載の取消手続料金

ウ.未提供の旅行サービスに係る「お取消しの際の費用」欄に記載の運送・宿泊機関が定める取消料等

2)お客様の責に帰すべき事由による解除

ア.当社は、お客様より指定期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、手配旅行契約を解除させていただく場合があります。

イ.お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき

ウ.お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき

エ.お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき

オ.上記のアカらエまでの理由により当社が手配旅行契約を解除した場合は、既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の運送・宿泊機関等の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金(手配料金・取消手続料金)はお客様負担とさせていただきます。

3)当社の責に帰すべき理由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻しいたします。

7. 旅行業務取扱料金

①国内旅行の場合

手配料金	運送・宿泊機関等の複合手配の場合	10人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
		個人(上記以外)	1件につき 1,100円
手配料金	宿泊券のみの手配の場合	10人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の20%
		個人(上記以外)	1件につき 1,100円
運送機関のみの場合		1件につき 550円	
添乗サービス料(宿泊・交通費等の旅行実費を除く)			添乗員1名1日につき 33,000円

変更 手続 料 金	運送・宿泊機関等 の複合手配の場合	10人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更 前の旅行代金の20%
		個人(上記以外)	1件につき 1,100円
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき 550円
	宿泊機関の予約・手配の変更 (宿泊券の切り替えが必要な場合はそれを含む)		1件につき 550円
取 消 手 続 料 金	運送・宿泊機関等 の複合手配の場合	10人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分に変更 前の旅行代金の20%
		個人(上記以外)	1件につき 550円
	運送機関の手配の取消 (未使用乗車船券の清算手続きがある場合はそれを含む)		1件につき 550円
	宿泊機関の手配の取消 (未使用宿泊券の清算手続きがある場合はそれを含む)		1件につき 550円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等 のための通信連絡を行った場合(電話料等は別途)		1件につき 550円

②海外旅行の場合

手 配 料 金	運送・宿泊機関等複合 手配の変更	10人状の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
		個人(上記以外)	1件につき 5,500円
	運送・宿泊機関のみの場合		1件につき 5,500円
添乗サービス料(宿泊、交通費等の旅行実費を除く)			添乗1名1日につき 66,000円
変更 手続 料 金	運送・宿泊機関等 の複合手配の場合	10人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分に変更 前の旅行代金の20%
		個人(上記以外)	1件につき 3,300円
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき 3,300円
	宿泊機関の予約・手配の変更		1件につき 3,300円
取 消 手 続 料 金	運送・宿泊機関等 の複合手配の場合	10人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分に変更 前の旅行代金の20%
		個人(上記以外)	1件につき 3,300円
	未使用乗車船券の清算手配		1件につき 3,300円
	宿泊手配の取消		1件につき 3,300円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等 のための通信連絡を行った場合(電話料等は別途)		1件につき 3,300円

(注意)

- 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
- 2 お客様の希望により、変更または取消を行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取
消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
- 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
- 4 上記取扱料金は消費税が含まれています。
- 5 取扱料金は旅行費用とともに旅行条件書(または見積書)において明示します。
- 6 国内の宿泊施設(旅館・ホテル)の取消料金とそれが発生する時期は各施設ごとの規定に
よります。
- 7 国内の運送機関の取消料金とそれが発生する時期は各運送機関ごとの規定によります。

8. 添乗サービス

当社は、契約責任者からの依頼により添乗員を同行させ、添乗サービスを行う場合があります。サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とし、その業務時間は8時から20時までとします。また、添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費は別途申し受けます。

9. 契約書面のお渡し

- ①当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。ただし当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは当該契約書面を交付しないことがあります。
- ②前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

10. 当社の責任

- ①当社は、手配旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- ②お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前①の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- ③当社は、手荷物で生じた前①の損害については、前①の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して海外旅行の場合は21日以内に、国内旅行の場合は14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

11. お客様の責任

- ①お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- ②お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の手配旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- ③お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。当社の手配代行者の名称、住所、連絡窓口の電話番号は、確定書面でお知らせします。

12. お申込み条件について

- ①お客様ご自身で、渡航先・地域の要求する旅券、査証、予防接種の条件について確認し、かつ旅券、査証、予防接種証明等の渡航に必要な書類をご用意ください。
- ②渡航先国、経由国が要求する旅券の残存期間その他の条件、査証の要否、については、お客様の責任で、渡航先国・経由国(航空便の乗継のために経由する国・地域を含む)の大使館・領事館でご確認ください。日本国籍以外の方は、併せて再入国手続について、入国管理事務所でご確認ください。
- ③渡航先国の予防接種要求状況については、検疫所でご確認ください。

13. 海外危険情報、安全情報について

- ①外務省のサイトで各国のスポット情報、危険情報、安全対策基礎データ等、安全対策のための情報が公開されています。必ず、出発までにお客様自身で旅行先の安全対策のための情報をご確認ください。
〔外務省海外安全ホームページ〕<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>
- ②渡航先(国または地域)によっては、外務省から「危険情報」が出されている場合があります。この場合には、お申込みの際に取扱営業所より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。

14. 渡航先の衛生状況について

厚生労働省検疫所ホームページでは、「海外渡航先者のための感染症情報」として、海外渡航者が渡航先で感染症にかからないために渡航者向けに国別、地域別で見る感染症情報、海外渡航と予防接種、病気予防等の記載がされています。必ず、ご出発前の早い機会にお客様ご自身で旅行先の衛生状況についてご確認ください。

〔厚生労働省検疫感染症情報ホームページ〕<http://www.forth.go.jp/>

15. 日本への持ち込みが禁止又は規制されている品物

日本への持ち込みが禁止又は規制されている品物は以下の通りです。これに反すると関税法などで処罰されたり、所有権放棄、廃棄又は積戻しを命令されることがあります。

- ①ワシントン条約により抵触する動物及びその産品
- ②日本への輸入が禁止されているも品物

16. 旅行保険について

- ①当旅行契約については、当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。
- ②病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難であり、また、加害者から賠償が得られた場合であっても、我が国に比較して必ずしも十分なものは言いえないことがあるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の旅行保険に加入することをお勧めします。

17. お客様の個人情報の利用目的及び個人データの第三者提供について

当社は、旅行申し込みの際に提出されて申し込み書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については「企画書面(別紙「ご旅行日程表」)」に記載の日程及び第3項により交付する確定書面に記載されています)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内並びに旅行先の土産品店等のお客様の買物の便宜のために必要な範囲内で、それらの運送・宿泊機関、保険会社、土産品店等に対し、お客様の個人情報、搭乗される航空便等に係る個人データを電子的方法で事業者へ提供いたします。このほか当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社の商品やキャンペーンのご案内のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。お申込みの際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

18. この取引条件説明書に定めない事項

この「取引条件説明書(共通事項)」又は別紙「手配旅行申込書(兼取引条件説明書 固有事項)」又は旅行日程表(コース表)、旅行条件書(または見積書)に定めない事項は当社旅行業約款手配旅行契約の部によります。当社の旅行業約款とこの条件書の間で齟齬が生じた場合は、旅行業約款の規定を優先します。また、運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該サービス提供機関の約款が適用されます。

旅行業務取扱管理者はおお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この契約に関し担当者からの説明に不明な点があればご遠慮なく別記の取扱管理者にお尋ねください。

(旅行業務取扱)

群馬県知事登録◀旅行業2-481号▶ANTA正会員
株式会社 矢島タクシー 旅行事業部 太田観光サービス
〒373-0026 群馬県太田市東本町30-18
TEL0276-49-6688 FAX0276-49-6690
メールボックス oks@able.ocn.ne.jp
営業時間 月～金曜日 09:30～18:30
土曜日 09:30～13:30 ※日曜・祝日は休業